

交通事故で相手を負傷させた方へ

交通事故等、他人（第三者）の行為が原因で介護が必要になった方が、保険給付によって介護サービスを受ける場合、その費用は加害者（第三者）が負担するものです。

守山市（介護保険）はそれを一時的に立替払いするだけで、後に介護保険法の定めにより、守山市（介護保険）が、加害者に対してその立替分を請求していくことになります。

誓約書は民法上の受認義務の表明文です。速やかに守山市介護保険課へ書類を提出してください。

1、誓約書

- ① 保証人は原則として、生計を共にしていない第三者に記入してもらいますが、あなたが雇われ人の立場にある場合（勤務中の事故）は、雇い主が記入してください。

留意事項

・自賠責保険は被害者を救済するための保険であり、守山市（介護保険）が加害者に代わって立替えた分を自賠責保険へ請求することによって、加害者が処罰をうけるとか、自動車保険の掛金が上がるといった不利益は発生しません。

・無保険車、または自賠責保険のみの加入で限度額を超えた場合、誓約者の負担になる場合があります。

・誓約書は記載事項を確認して記入してください。保険者と加害者の誓約文章ですので、誓約書記載事項は必ず守ってください。

お問い合わせ先

〒524-0013

守山市下之郷三丁目2番5号

すこやかセンター内

介護保険課 TEL 077-582-1127